

身近な人権課題の現状と課題

市民や職員一人ひとりが人権意識を高め、気づきを行動に移して、現実の人権問題の解決や人権擁護につなげるには、「法の下での平等」や「個人の尊重」などの人権尊重に係る普遍的な視点だけでなく、人権問題を地域社会の中での具体的な問題として捉える視点が必要である。

そのため、人権教育・啓発においては、普遍的な視点とともに、身近な人権課題への視点を養成する。また、その現実的な解決のため、各課題の施策に関わる個別計画等に基づきこれまで進められてきた人権尊重の視点からの取組も踏まえ、人権擁護を更に推進する。

【女性の人権】

(現状と課題)

昨今の新型コロナウイルス感染症の大流行で、女性の経済的立場の弱さやDVの増加など女性に関する様々な問題が表面化している。

日本の現状では、職場や地域における女性の意思決定過程への参画や能力発揮は、十分ではなく、女性の雇用者に占める非正規雇用労働者の割合が高く、また、家事や育児・介護などのケアワークの負担は女性に大きく偏るなど、諸外国と比べても様々な面で男女共同参画が未だ不十分ある。

経済や外出抑制等の生活に大きく影響を与えたコロナ禍で、職場や家庭での女性の立場の弱さが浮き彫りになった形である。

そして、これらの問題の根底には、根強い固定的な性別役割分担意識、性差別の意識が潜んでいる。

本市では、これまでも「伊丹市男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画及び女性活躍に関する啓発・教育をはじめ、様々な施策を推進してきた。その結果、平成27年度の国政調査就業状態等基本集計による本市の女性の年齢別の就業率は平成22年度調査よりM字カーブが緩やかになる改善が、令和2年度の市民意識調査結果においては、固定的性別役割分担意識の改善が見られる。

しかしながら、女性の意思決定過程への参画や組織での登用、男女間の経済格差、家事・育児・介護等の役割分担の偏り等の改善については、本市においても、不十分な現状であり、更なる固定的性別役割分担意識の解消等の啓発・教育の推進や、家庭での大人からの影響による子どもへの性別役割分担意識の形成等の影響を防止していく必要がある。

また、重大な人権侵害である、性暴力、DV、デートDV、セクシュアル・ハラスメントなどについて、本市では、「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、伊丹市DV相談室（伊丹市配偶者暴力相談支援センター）を中心に、DVの防止と被害者の早期発見、保護、自立支援体制の強化を図るとともに、性暴力やDV、デートDV、ハラスメント等の防止について様々な方法で啓発・教育を推進

してきた。

しかしながら、女性の人権を侵害し、男女共同参画を阻害するこれらの暴力は、依然、根絶しておらず、また、昨今では、これらの被害は、男性、男児、性的マイノリティにも及ぶことが表面化している。性差別の意識の解消に向けた更なる啓発・教育の推進や、早期発見と的確で迅速な人権擁護の体制強化、性暴力、DVその他の暴力の加害者・被害者についての性別の固定観念の解消と、性別にかかわらない適切な支援の実施強化が必要である。

さらには、DV、貧困、ひとり親、孤立など様々な困難を抱える女性の、経済的・社会的自立と、能力発揮のための支援を充実していく必要がある。

【子どもの人権】

(現状と課題)

子どもの人権とは、誰もが子どもは権利を行使する主体と認め、子どもの意思表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利を保障すべきものである。しかし、子どもは権利を行使する主体であるとした認識が社会全体で不十分であるため、子どもの人権についての理解促進、社会全体で子どもの権利を守る取組をしていく必要がある。

子どもの人権には、いじめや児童虐待をはじめ、子どもの貧困など、子どもの人権が侵害されるさまざまな問題が生じている。

いじめは、文部科学省の調査結果によると、令和元(2019)年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校における、いじめ認知件数は約60万件を超えており、過去最多である。いじめの態様は、「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を、嫌なことが言われる」が最も多いが、中・高等学校では、特に「パソコンや携帯電話等で、誹謗・中傷や嫌なことをされる」が増加傾向にある。いじめが原因で、不登校や自殺に至るケースもある。

本市においても、令和元(2019)年度はいじめの認知件数は、過去最多であり、認知件数及びいじめの態様についても、国と同様の傾向にある。

いじめの根底には、他人に対する思いやりや、いたわりといった人権意識の希薄があるため、人権意識を高める人権教育が、引き続き必要である。

児童虐待は、育児不安や産後うつなどの保護者である親の要因や、子どもが病気や障がいを抱えているなどの子の要因、経済的困窮や不安定な夫婦関係、周りに相談相手や支えてくれる人がいないなどその家庭を取り巻く要因、さまざまな要因が重なった時に引き起こされるものである。厚生労働省の調査結果によると、令和2(2020)年度の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は、約20万件を超えており、過去最多となっている。

本市においては、虐待通告件数は、令和元(2019)年度までは増加傾向にあったが、令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症による学校園の休校が続いたため、教育機関からの通告件数は減少したが、ストレス等を抱えた保護者からの家庭児童相談室への相談件数は増加している。

児童虐待の防止を図るためには、未然に防止するとともに、早期に発見し、迅速・的確な対応することが必要である。

いじめや不登校、障がいや病気など、さまざまな困難を抱える子どもたちをはじめ、近年では、子どもの貧困やヤングケアラー等に関する問題も生じている。困難を抱える子どもの問題は、衣食の問題だけでなく、教育を受けることもできないなど、学習機会が平等でない教育の格差問題も起こっている。このような問題を抱える子どもたちの存在に対する、市民の理解は十分とは言えず、さまざまな困難を抱える子どもたちに対する、市民の理解の促進や、教育の機会の確保や支援施策の充実、子どもの困難の原因となる家庭の問題を抱える子育て家庭への支援の充実が引き続き必要である。

【高齢者の人権】

(現状と課題)

我が国の総人口(2021年9月15日現在推計)は、前年に比べ減少している一方、65歳以上の高齢者人口は、前年に比べ増加し、過去最高となっており、世界水準で見ても、日本の高齢者人口の割合は、29.1%世界で最も高い。

内閣府の全国推計では、令和47(2065)年には38.4%にまで上昇することが見込まれており、今後、寝たきりや認知症などの介護を要する高齢者が更に増加することが推測されている。

こうした状況の中、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加に伴う家庭による介護機能の低下、地域におけるつながりの希薄化による高齢者の社会的孤立や生活不安といった問題も顕在化してきており、高齢者の人権が守られ、住み慣れた地域から孤立することなく、安心して生活していくことができるよう高齢者の尊厳などが地域住民にも理解される教育・啓発及び支援体制や、世代を超えて地域住民がつながり支え合い、高齢者等を含むすべての人がお互いに理解を深め、支えあう「心のバリアフリー」を促進していくことが必要である。

また、近年では、介護者による身体的・心理的虐待や介護放棄など高齢者に対する人権侵害が社会問題となっており、高齢者に対する虐待について、市民への意識啓発、高齢者やその家族への相談機能の強化や、引き続き、相談体制や虐待防止の取組を総合的に展開していくことや、寝たきりや認知症など的高齢者が、個人の尊厳が尊重されながら安心して生活ができる地域づくりや支援体制づくりを進めることが必要である。

【障がいのある人の人権】

(現状と課題)

障がいのある人もない人も、生まれ育った地域の中でお互いに支え合い、暮らすことができるノーマライゼーションの考え方の浸透に伴い、障がいのある人に対する理解と認識は深まってきており、さらには平成28(2016)年、「障害を

理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行された。本市においても、同法の周知を図るとともに、法の趣旨である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供など、市民の理解を深めるための啓発、差別の解消に向けた取組を推進してきたが、障がいのある人に対する偏見や差別、権利侵害などの事例が社会的に見受けられるとともに、自立や社会参加を阻む障壁が依然として存在している。

障がいのある人への偏見や差別意識が生じる背景には、障がいのある人に対する理解不足が関係している場合があるため、障害者差別解消法の趣旨である不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供など、障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消に向けたさらなる啓発を進める必要があるほか、障がいのある人と地域住民等との交流の促進など引き続き行っていく必要がある。

また、ノーマライゼーションの考え方の更なる普及のため、障がいのある人が自らの選択と決定により参加することができる活動の機会を充実や、意思疎通・移動手段の支援の促進、手話言語条例の目的である手話が言語であるとの認識に基づく、手話への理解の促進及びその普及並びに地域において手話を使用しやすい環境構築などについて、さらなる啓発を進める必要がある。

その他、障がいのある人の権利擁護を推進するため、障がいのある人に対する虐待の予防や擁護者に対する支援、相談体制の充実の他、成年後見制度をはじめとする障がいのある人の権利を保障する取組の推進など引き続き行っていく必要がある。

【同和問題】

（現状と課題）

同和問題は日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造による問題であり、わが国固有の重大な人権問題である。

全国的には、結婚問題をはじめとして、同和地区出身者に対する差別的な発言や差別的な落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容を載せるなどの行為が見られる。

平成28（2016）年に、同和問題への国民の理解を深め、部落差別のない社会を実現することを目的として、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が施行された。本市においては、それまでも、市民と連携した取組を実施してきた。同法施行後は、法の周知を図るとともに、差別の解消に向けた取組を推進してきたが、依然として、同和問題に関する誤解や偏見は解消されていない。

このため、同和問題に対する市民の理解のさらなる広がりのために、現在もなお部落差別が存在することを明記し、部落差別のない社会を実現することを目的とする「部落差別解消推進法」の周知を図るとともに、市民が同和問題に対する正しい認識を持つとともに、それが自らの態度や行動に現れるよう、さらなる人権教育・啓発の推進や、効果的な人権学習等のあり方の検討及びより多くの参加が得ら

れる周知、誘導の工夫が必要である。

また、若い市職員・教職員は、歴史経緯等も含めた正しい知識や理解が乏しいため、引き続き、市職員・教職員の人権意識・知識を向上するための、工夫した研修が必要である。

さらには、インターネットを利用した悪質な書込みへの適切な対応をしていくために、法務局をはじめ関係機関と連携して問題の早期解決と再発防止に取り組むなどのインターネットモニタリング体制を充実していく必要がある。

【外国人の人権】

(現状と課題)

グローバル化の進展により、本市においても、学校、地域社会、職場など日常生活のさまざまな場面で外国人と接する機会が増えている。

本市では、約3、100人、50カ国以上の出身の外国人が暮らしており在勤・在学の外国人を含めると、更に多くの外国人が生活している。また、国は日本であっても、日本国籍を取得した人、親が外国籍である子どもたちなど、外国にルーツを持ち、外国籍の人と同様の課題を抱えている人もいる。一方、本市の歴史的経緯から、その半数以上を韓国・朝鮮籍の人が占めている。

本市において韓国・朝鮮籍市民の割合が高いのは、大阪第二飛行場（現大阪国際空港）の建設工事に多くの朝鮮人労働者が従事していたという歴史的な経緯などによるものであり、今なお残る民族的な偏見や差別的言動が見られ、その不安から本名ではなく、通名（日本名）を名乗らざるを得ない人がいる。歴史的経緯を有する外国人に対する、偏見・差別の解消に向けた継続的な取組が必要である。

その他、新たに本市で生活することになった多様な国・地域出身の外国人の増加に伴い、言葉や文化、生活習慣や価値観の違いなど、外国人と日本人との相互理解の不足による誤解やトラブルも見受けられるため、日本人に対しては、言葉、習慣等の違いによる差別・偏見を生まないための異文化理解の更なる促進や、子どもの頃からの異文化への理解や、様々な国籍、民族等の人々への理解と尊重の意識を養う多文化共生教育の更なる推進が必要である。外国人に対しては、日本語の理解が不十分な外国人児童・生徒に対するきめ細かな支援の充実や、外国人が安全で安心して生活できる相談支援・行政サービスの提供等のきめ細かな生活支援、その他、外国人が孤立しないための、市民や地域とのつながりの促進が必要である。

特定の民族や国籍を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチについては、本市では、ヘイトスピーチを含むデモや集会、街頭活動等は、ほとんど見られないが、平成28（2016）年の、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」の施行後も、全国的には、街頭でのヘイトスピーチ等は完全にはなくなっておらず、インターネットでは、特定の民族や国籍の人々に対する差別的な書き込みが見られる。

本市においては、「伊丹市多文化共生推進指針」に基づき、すべての人が同じ人間として人権や人格を尊重し合い、異なる文化や考え方を認め合いながら、多様性

が活かされ、対等な関係で地域社会やまちづくりに参加するため、多文化共生意識の醸成、異文化理解の促進を推進していくことが引き続き必要である。

【インターネットによる人権侵害】

(現状と課題)

インターネットやSNSが普及する中で、匿名性を悪用したプライバシーの侵害、誹謗・中傷や、差別を助長する書き込み、個人情報の流出などの人権侵害が問題となっている。ヘイトスピーチや、同和問題に関して差別を助長するような内容の書き込みも見られる。

また、SNSに起因する子ども同士のいじめのほか、未成年者がインターネットを通じた誘い出しにより性的被害や暴力行為に遭うなど犯罪に巻き込まれる事件も発生している。

インターネットの悪用が、さまざまな人権課題を深刻化・複雑化させているため、市民一人ひとりが、個人のプライバシーに関する正しい理解の下に人権意識をもってインターネットを利用するよう、家庭や学校、地域社会などあらゆる場を通じた教育・啓発を推進することが必要であり、ネット上のいじめを未然に防止するため情報モラル教育の充実をはじめ、学校、家庭、地域、関係機関が連携して児童生徒がネット上のトラブルに巻き込まれることがないように、継続的な取組が引き続き必要である。

法務省統計では、令和2(2020)年におけるインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の受理・処理件数は、1,850件を記録しており、10年前の737件に比べ、約2.5倍増加している。

本市では、インターネットモニタリング事業を実施しており、本市に関する人権侵害にあたる書き込みについては削除要請を行っているが、インターネットの人権侵害に当たる書き込みに対する、よりの確な対応を推進していく必要がある。

【性的指向・性自認に関する人権問題】

(現状と課題)

性自認と生物学的な性が一致しない性別違和を有する人や、同性愛者・両性愛者などの性的マイノリティの人たちは、「性別が男女の二つだけで異性愛が当たり前である」とする社会の中で、性の多様性に関する周囲の理解が十分とは言えないため、偏見の目を向けられたり、嫌がらせや差別的な扱いを受けることがある。

性的マイノリティの人たちは、自らの性的指向(好きになる性)や性自認を明らかにすることにより受けることが予想される嘲笑や侮蔑、本人の了解なく第三者に暴露される行為(アウトティング)といった周囲の無理解による悩み、不安など、さまざまな苦痛や困難を抱えて生活している。

性的指向や性自認を理由とした偏見や差別を受けることなく、誰もが自分らしく生きることができるとする社会の実現に向け、性の多様性について多くの人々が認識し、

理解を深めるためのさらなる啓発や、当事者だけでなくその家族や、当事者の周りの人たちである地域住民や事業者などが、適切な相談場所につながる必要がある。

また、思春期においては性的マイノリティに関する正しい知識を得られる機会が少ないため、自己の性自認や性的指向に悩んだり、家族や友人、教師などの何気ない言葉や態度により心身への負担が過大となることがある。このため、児童生徒や教職員の性的マイノリティに対する理解を深めるとともに、児童生徒等が相談しやすい環境を整えることやその心情等に配慮した対応が必要である。

【感染症に関する人権侵害】

(現状と課題)

令和元(2019)年12月以降、新型コロナウイルス感染症が短期間で全世界に広がった。

この未知の感染症は社会不安を増大させ、誤った情報の流布なども加わり、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々、また学校や関係施設等においても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという事態が生じた。

かつて HIV(ヒト免疫不全ウイルス)やハンセン病などの感染症でも、病気に対する正しい知識が不十分なことにより、誤解や偏見、人権侵害が見られたが、現在では極端な差別的対応は減少している。

本市では、新型コロナウイルス感染症に関して、市民に対し正しい知識や情報を提供するとともに、感染者・回復者やその家族、医療従事者や介護従事者等に対する偏見・差別等の防止に向けた周知や啓発を実施している。HIVやハンセン病についても、関係機関と連携しながら、感染症や感染症への対応に関する正しい情報を周知している。

今後も、HIVとハンセン病に加え、新たに現れた「新型コロナウイルス感染症」に関する人権問題に関し、引き続き、正しい知識の普及啓発と、将来の同種の人権問題を未然に防止し、及び適切に対応するための、効果的な啓発・教育、行政の対応のあり方を検討していく必要がある。

【その他さまざまな人権】

(現状と課題)

このほか、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、ホームレスの人々など、様々な人権に係る課題がある。また、社会情勢の変化など、様々な要因が関係し、新たな人権課題の発現も予見される。

今後も、市民への様々な人権課題の存在に関する継続的な周知啓発や、新たに生じる人権課題に対する、基礎自治体としての基本的な役割を検討していく必要がある。